

## 65歳以上の方の介護保険料

# 本来の保険料額の徴収が始まります

制度開始後1年半が経過した介護保険の保険料額(65歳以上の方)について、これまでの国の特別対策(半年間は徴収せず、その後1年間は半額徴収)による軽減期間が終了し、次のとおり本来の額での徴収となります。7月にお送りした決定通知書に記載してありますのでご確認ください。

### ◎特別徴収の方(年金額が年額18万円以上の方)

所得区分	軽減期間												年額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第1段階	1,000		1,000		1,000		2,600		2,000		2,000		9,600
第2段階	1,600		1,600		1,600		3,300		3,200		3,200		14,500
第3段階	2,100		2,100		2,100		4,600		4,200		4,200		19,300
第4段階	2,600		2,600		2,600		6,000		5,200		5,200		24,200
第5段階	3,200		3,200		3,200		6,600		6,400		6,400		29,000
天引き日	13日		15日		15日		15日		14日		15日		

※上記金額が年金支払日に支給される年金額から天引きされることで納めます。新たな手続きなどは不要です。

※10月分は、本来の額に各年金支払月に生じる100円未満の端数を合算しています。

※障害年金、遺族年金などからは天引きされず、普通徴収となります。

※年度途中で65歳になられた方は、事務処理システムの関係で、翌年度の10月から天引きされ、それまでは普通徴収となります。

### ◎普通徴収の方(年金額が年額18万円未満の方)

納期	軽減期間												年額
	4月	5月	6月	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7月	8月	9月	
第1段階				1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	9,600
第2段階				2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	14,500
第3段階				3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	19,300
第4段階				4,200	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	24,200
第5段階				5,000	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	29,000
納期期限				31日	10月1日	30日	25日	31日	28日				

※軽減分については、各納期ごとの納付金額は変わらずに、納期数で調整(前半2回、後半4回)してあります。

※各納期ごとの100円未満の端数は、7月分に合算しています。

※対象となる方には、既に7月に納付書をお送りしています。

### 介護保険料を滞納すると？

まず、市(税務課)から「督促状」が送られてきます。特別な事情がないのに、なお滞納が続く場合は、次のような措置がとられます。

#### ◎介護サービスを利用されている方

●1年間滞納した場合：介護サービスが一部負担で利用できなくなります。(いったん費用の全額を自己負担し、後日、市から9割相当分の払い戻しを受ける。)

●1年6カ月間滞納した場合：市からの9割相当分の払い戻しの際、その一部または全部を、一時的に差し止められるなどの措置がとられます。

#### ◎介護サービスを利用されていない方

介護サービスが必要となった時、利用者負担が未納期間に応じた期間中3割に引き上げられる他、高額介護サービス費(利用者負担が限度額を超える場合の払戻金)が受けられなくなります。

#### ★早めにご相談を

災害など、特別な事情で、一時的に保険料が支払えなくなったとき、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。介護保険担当にご相談ください。